

事務連絡  
令和3年2月12日

各都道府県 民生主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）の着実な執行に向けて  
（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している中で、障害福祉サービス施設・事業所等に対する支援を着実に届けることが重要であることから、年度末を迎えるにあたり、以下の点についてご配慮いただくようお願い致します。

○慰労金の速やかな支給を行うため、申請期限を3月まで設定している都道府県におかれては、障害福祉サービス施設・事業所等が希望する場合は、慰労金分に係る申請を先行して受け付けることについて、可能な限り柔軟な対応をお願い致します。

○これから申請期限を迎える都道府県におかれましては、「障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業」（かかり増し経費への助成）について、実施要綱等の取扱を踏まえ、まだ上限額に達していない施設・事業所等から追加の申請の相談があった場合は、可能な限り柔軟に対応をお願い致します。

○障害福祉サービス施設・事業所等及び勤務される従事者に支援が行き渡るよう、申請書の提出状況の確認を行いつつ、未申請の施設・事業所等には確認を行うなど特段の配慮をお願い致します。

※参考

・障害福祉関係団体あて事務連絡（令和3年2月12日付）（別添）

事務連絡  
令和3年2月12日

各 障害福祉関係団体 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）の着実な交付に向けて  
（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
標記交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している中で、障害福祉サービス施設・事業所等の従事者に対する慰労金や障害福祉サービス施設・事業所等への支援金を着実にお届けすることが重要であることから、年度末を迎えるにあたり、別添のとおり都道府県あて協力依頼をしていますので、情報提供致します。

貴会におかれましては、申請漏れ等が起きないように、まだ交付金の申請がなされていない会員の皆様への周知につきまして特段のご配慮をお願い致します。

(参考)

※都道府県あて協力依頼（令和3年2月12日付）（別添）

※新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に係る各都道府県のホームページのリンク

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14012.html)